

都市再生整備計画(第4回変更)

中川運河にぎわいゾーン地区

愛知県 名古屋市

令和6年7月

事業名	確認
都市構造再編集集中支援事業	☐
都市再生整備計画事業	☐
まちなかウォークアブル推進事業	☒

都市再生整備計画の目標及び計画期間

様式(1)－②

都道府県名	愛知県	市町村名	なごやし 名古屋市	地区名	なかがやうんが 中川運河にぎわいゾーン地区	面積	151	ha
計画期間	令和	3	年度	～	令和	7	年度	
					交付期間	令和	年度	～
						令和	年度	～

目標
広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。 ●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ●都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。
目標設定の根拠
まちづくりの経緯及び現況 ・中川運河は、昭和初期から物流運河として名古屋の経済・産業の発展を支えてきたが、昭和40年頃をピークに港湾物流の機能が徐々に低下し、平成20年代前半には1日数隻の往来となった。 ・このような中、都心と名古屋港を結ぶ広大な水辺に新たな価値や役割を見出し、“うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河”へと再生していこうと「中川運河再生計画」(平成24年)を策定し、様々な取り組みをすすめている。 ・本地区は、名古屋駅の南方に位置するささしまライブ24地区と名古屋港を結ぶ中川運河のうち都心に隣接したエリアであり、ささしまライブ24地区の開発と連携し、緑地・プロムナードの設置や、沿岸用地へのカフェ・レストラン等にぎわい施設の誘導、水上交通の運航などを展開して、運河の魅力と回遊性を高めるとともに、運河の歴史や文化・芸術を楽しむ市民活動の継続的な実施を通じ、都心地域に集まる人びとが訪れたいくなるような「港と文化を感じる都心のオアシス」の形成を目指している。 ・本地区ではこれまで、水辺を活かし、緑地の整備、カフェ・レストラン等のにぎわい施設の誘導、水上交通の運航、市民等による交流・創造活動への支援などの取り組みを行ってきた。 ・本地区の北側に位置するささしまライブ24地区では、国際歓迎・交流拠点として、旧国鉄貨物駅跡地を利用した民間再開発や公共空間整備が行われ、またエリアマネジメント活動が行われている。 ・令和3年度には官民が連携して「世界運河会議NAGOYA2020」を開催し、国内外の有識者等による水辺を活かしたまちづくりについて熱心な議論が行われ、今後の中川運河再生の動向について内外から注目を集めている。
課題
・現在、来訪者が水辺に近付ける場所は、にぎわい施設や緑地に限られ、かつ点在しているため、水辺を回遊できず、貴重な水辺空間を活かしきれていない。 ・鉄道駅から一定程度距離があるためアクセスが良いとはいえず、アクセス手段を幅広く想定する必要があるが、駐車場や自転車駐車場が十分整備されていない。 ・エリアマネジメントの舞台ともなる公共空間整備が十分すすんでいないため、地域・民間事業者が主体となったにぎわい創出活動等の活発化には至っていない。 ・「世界運河会議NAGOYA2020」により内外から注目を集めているこの機会を逃すことなく、より広域からも人々が訪れるよう、魅力ある水辺空間整備が求められている。 ・本市ではリニア中央新幹線開業を令和9年度(予定)に控えており、都心に隣接する貴重な水辺空間を名古屋の目玉となる目的地としていくことが求められている。
将来ビジョン(中長期)
【名古屋市長総合計画2023(2019-2023)】 ・施策「港・水辺の魅力向上をはかります」の中で、「中川運河では、沿岸用地へのにぎわい施設の誘導や、緑地・プロムナードの設置、水循環の促進による水質の改善などとともに、運河を舞台とする市民活動を通じた市民・企業等との連携により、うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河へと再生をはかります。また、堀川や名古屋港等と連携した水上交通の充実やネットワーク化をはかります。」と掲げている。 【名古屋市長都市計画マスタープラン(令和2年)】 ・将来都市構造において、「イノベーション・ラボ」として、「水辺という安らぎや高揚感を得られる特異な空間に魅せられた多様な人達が、集い出会い、新たな価値を生む場」とすると掲げている。 ・施策の展開「水辺の魅力向上」の中で、「水辺の魅力向上のため、水質浄化や水辺空間の整備・利活用、水上交通の活性化などをはかります。」と掲げている。 ・施策の展開「世界の産業文化都市・名古屋のまちづくり資産の活用」の中で、「世界のもののづくりをリードする産業文化都市への発展を支えた中川運河の再生、歴史の重層が感じられる文化のみちの推進や揚輝荘などの歴史的建造物の保存・活用を進めます。」と掲げている。
一体型滞在快適性等向上事業の計画
滞在快適性等向上区域の考え方 中川運河「にぎわいゾーン」の中心に位置する小栗橋を中央に、延長約2kmの水辺空間と駅(ささしまライブ駅・山王駅)周辺に滞在快適性等向上区域を設定し、公共が整備したプロムナードに隣接した、民間事業者によるプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を誘導し、プロムナードと民間敷地が一体的にウォークアブルでにぎわいのある水辺空間を形成する。 滞在快適性等向上区域での取組 中川運河「にぎわいゾーン」において、公共が水辺にプロムナードを整備する。 民間事業者がプロムナードへのアプローチ空間の整備や、プロムナードと一体となった滞在空間の整備等を行う。

目標を定量化する指標								
指 標	単 位	定 義	目 標と指標及び目標値の関連性	従前値	基準年度	目 標 値	目 標 年 度	
ブロムナードの歩行者数	人／日	ブロムナードの1日あたり歩行者数＜休日＞	ブロムナードの整備により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	500	R7年度	
緑地（堀止緑地・広見憩いの杜）の利用者数	人／日	ブロムナードに隣接する堀止緑地・広見憩いの杜の1日あたり利用者数合計＜休日＞	ブロムナードの整備により、緑地をつなぎ回遊性を高めることで、緑地の利用者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	300	R7年度	
ブロムナード周辺における催事数	件／年	ブロムナード及びブロムナードに隣接する堀止緑地・広見憩いの杜等での催事数	ブロムナードの整備により、アートイベント・マルシェ・オープンカフェ等の水辺活用が増えるかを図る指標とする。	3	R3年度	10	R7年度	
ブロムナードの歩行者数（休日）	人／日	滞在快適性等向上区域内でブロムナード（中川区舟戸町2～舟戸町4）の1日あたり歩行者数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	150	R5年度	
ブロムナードの歩行者数（平日）	人／日	滞在快適性等向上区域内でブロムナード（中川区舟戸町2～舟戸町4）の1日あたり歩行者数＜平日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺を回遊する歩行者が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	50	R5年度	
テラス等の利用者数	人／日	滞在快適性等向上区域内でテラス等に滞在し水辺空間に親しむ人の数＜休日＞	官民一体となったにぎわいのある歩行者空間の創出により、水辺空間に親しむ人が増えるかを図る指標とする。	0	R3年度	100	R5年度	

計画区域の整備方針		方針に合致する主要な事業
●うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ●都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。 【居心地が良く歩きたくなる空間づくり】 ・公共空間と商業施設等とが一体となり、魅力的でウォーカブルな歩行者空間の形成を図る。		【関連事業】 ・ウォーカブル推進計画(愛知ドビー株式会社) ・ウォーカブル推進計画(名古屋ステーション開発株式会社) ・ウォーカブル推進計画(中部土木株式会社)
その他		
・大正15年(1926年) 中川運河の工事着手 ・昭和5年(1930年) 中川運河が一部供用開始 ・昭和7年(1932年) 中川運河が全線供用開始、松重閘門供用開始 ・昭和39年(1964年) 舟運のピーク ・昭和43年(1968年) 松重閘門を閉鎖 ・平成24年(2012年) 「中川運河再生計画」を策定 ・平成28年(2016年) 運河沿岸に珈琲元年 中川本店(喫茶店)が開業 ・平成29年(2017年) 堀止緑地が一部供用開始 ・平成29年(2017年) 水上交通「クルーズなごや」運航開始 ・平成31年(2019年) 広見憩いの杜が供用開始 ・令和元年(2019年) 運河沿岸にバーミキュラビレッジ(レストラン・カフェ等)が開業 ・令和5年(2023年) 堀止地区開発の事業者決定 【その他官民協働の取り組み事例】 ・平成24年度より毎年度 「中川運河再生プラットフォーム」を設置し、官民が中川運河再生について議論 ・令和3年(2021年) 官民が連携し「世界運河会議NAGOYA2020」を開催		

様式(1)-④-3

(金額の単位は百万円)

...A

...

0[illegible]

協定制度等の取り組み

官民連携によるエリアマネジメント方針等

事業		事業の目的/事業によって解決される課題	事業期間	事業主体(占用主体)	活用する制度											
					制度別詳細1 道路占用許可特例(法第46条第10項)	制度別詳細2 河川敷地占用許可(河川敷地占用許可準則22)	制度別詳細3 都市公園占用許可特例(法第46条第12項)	制度別詳細4 都市利便増進協定(法第46条第25項)	制度別詳細5 都市再生整備歩行者経路協定(法第46条第24項)	制度別詳細6 低未利用土地利用促進協定(法第46条第26項)	制度別詳細7 [滞在快適性等向上区域] 一体型滞在快適性等向上事業(法第46条第3項第2号)	制度別詳細8 [滞在快適性等向上区域] 都市公園占用許可特例(法第46条第14項第1号)	制度別詳細9 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理許可特例(法第46条第14号第2号イ)	制度別詳細10 [滞在快適性等向上区域] 公園施設設置管理協定(法第46条第14項第2号ロ)	制度別詳細14 [滞在快適性等向上区域] 普通財産の活用(法第46条第14項第4号)	
1	●休憩施設等の整備、管理、運営 休憩施設や通路等を整備し、地域住民や来訪者へ施設を開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は施設を提供するなど憩いにぎわい・交流の創出を図る。	休憩施設等の整備により、中川運河の親水空間として、地域住民等が憩いにぎわい・交流する機会を創出する。	R6～R7	富士コーヒー株式会社					○							
2																
3																
4																
5																

滞在快適性等向上区域における駐車場の配置方針等

取組		取組の目的/取組によって解決される課題	開始時期	活用する制度		
				制度別詳細11 [滞在快適性等向上区域] 路外駐車場配置等基準(法第46条第14項第3号イ)	制度別詳細12 [滞在快適性等向上区域] 駐車場出入口制限(法第46条第14項第3号ロ)	制度別詳細13 [滞在快適性等向上区域] 集約駐車施設(法第46条第14項第3号ハ)
1						

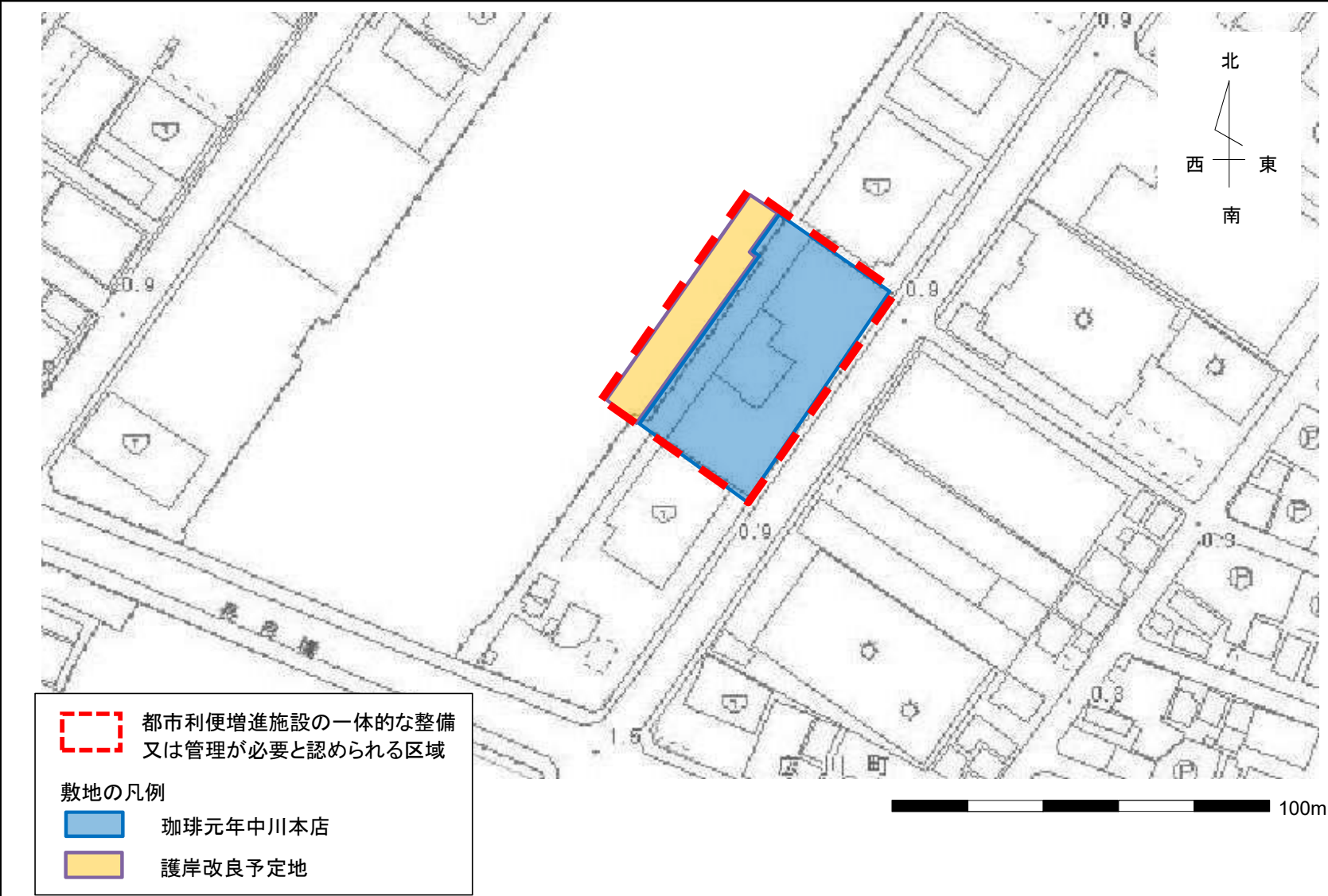
制度別詳細4(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項

制度別詳細【都市利便増進協定】				
制度の活用計画				活用する制度の詳細
事業内容		事業期間	取り組み主体	
1	休憩施設等の整備、管理、運営	R6～R7	富士コーヒー株式会社	1. 協定締結者 ・富士コーヒー株式会社(都市利便増進施設所有者、管理者) ・名古屋市(土地所有者) ・名古屋港管理組合(護岸完了予定地管理者) 2. 都市利便施設の一体的な整備又は管理が必要と認められる区域(都市利便増進協定を想定している区域) 次ページ赤枠破線の範囲 ・珈琲元年中川本店 ・護岸改良予定地 3. 協定の内容 (1)協定の目的となる都市利便増進施設 ・休憩施設(椅子、テーブル、芝生)、通路(階段、手摺り)、柵 (2)費用負担 ・富士コーヒー株式会社による負担 (3)都市利便増進施設の整備・管理の方法 ・富士コーヒー株式会社が都市利便増進施設の整備費用を負担する ・富士コーヒー株式会社が日常管理を実施し、それに要する費用を負担する ・都市利便増進施設を珈琲元年中川本店の利用者に限らず、地域住民や来訪者へ開放するとともに、地域活動等で依頼があった場合は、施設を提供するなど必要に応じた協力を行うよう努める
2				
4				
5				
6				

制度別詳細4-1(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1

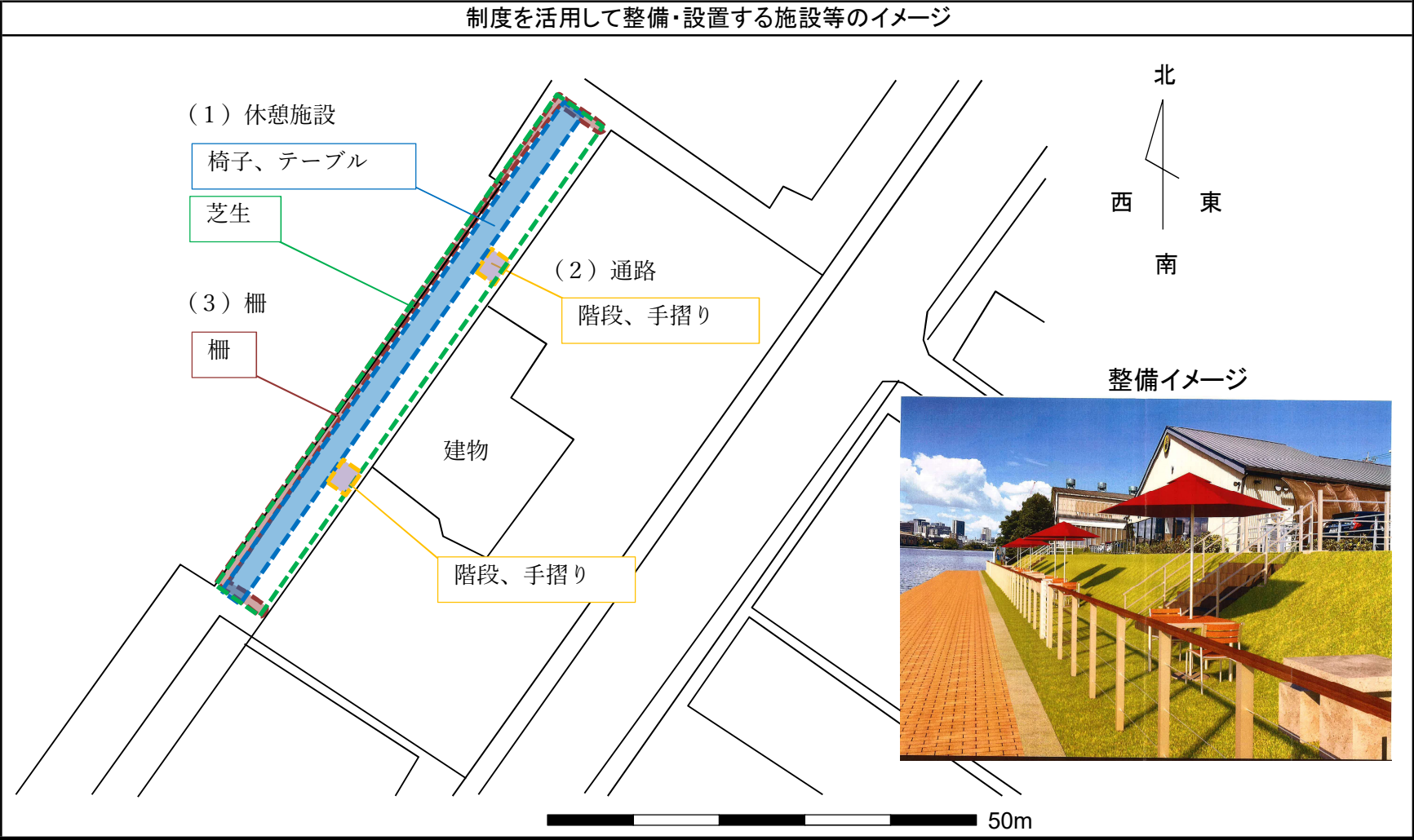
制度別詳細【都市利便増進協定】

制度を活用して整備・設置する予定の施設等配置を示す地図



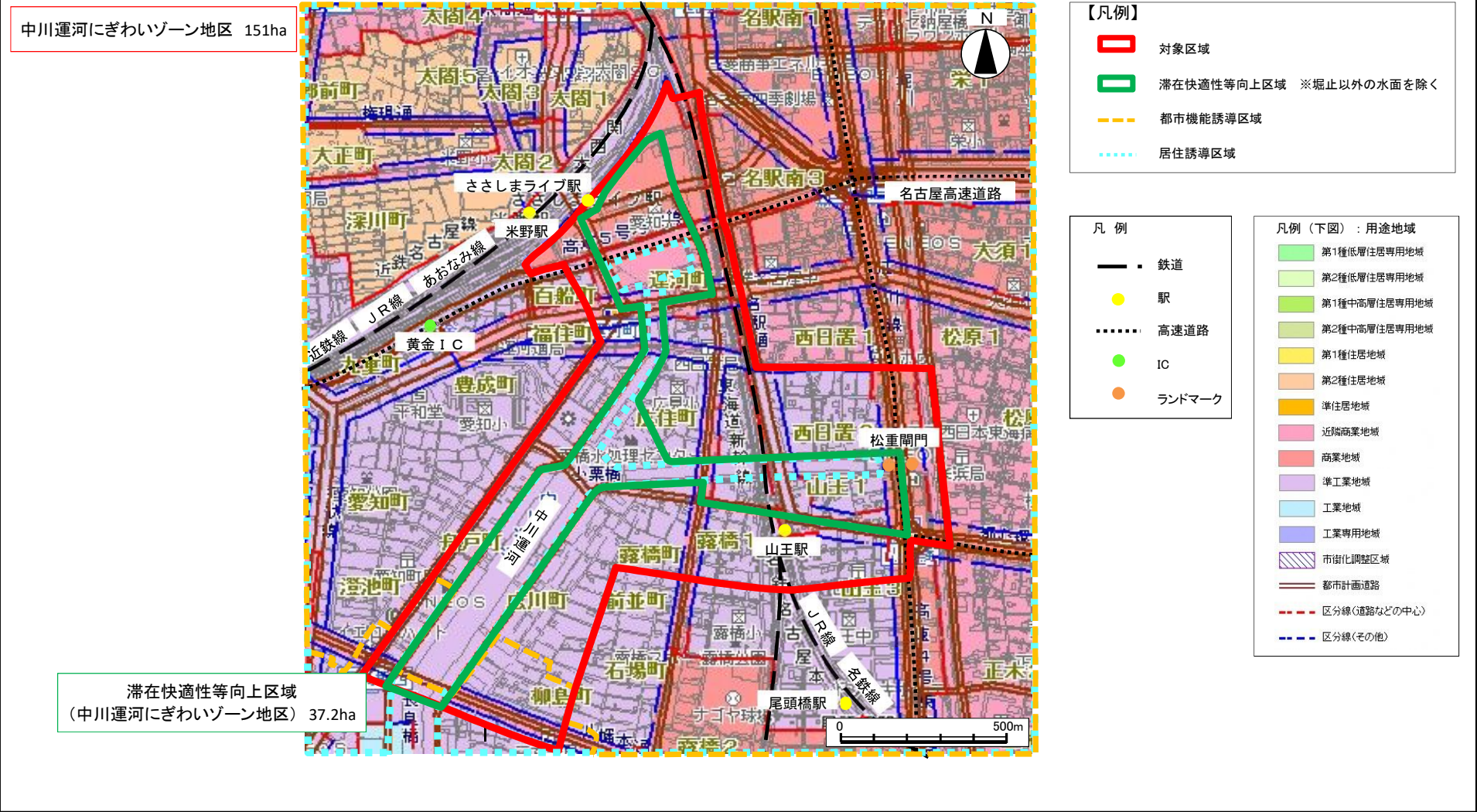
制度別詳細4-1-①(都市利便増進協定に関する事項)法第46条第25項
事業番号1

制度別詳細【都市利便増進協定】



中川運河にぎわいゾーン地区(愛知県名古屋市)	面積	151	ha	区域	名古屋市中川区・中村区の一部
------------------------	----	-----	----	----	----------------

※ 計画区域が分かるような図面を添付すること。



中川運河にぎわいゾーン地区(愛知県名古屋市) 整備方針概要図(まちなかウォーカブル推進事業)

目標	広域からも人々を呼び込む目的地として、都心に隣接する運河のさらなる水辺活用を図る。 ・うるおいや憩い、にぎわいをもたらす運河に向けて、水辺の回遊性確保及びにぎわい創出を図る。 ・都心とみなとの結節点にふさわしい魅力的な空間の形成を図る。	代表的な指標	プロムナードの歩行者数 (人/日)	0 (R3年度)	→	500 (R7年度)
			緑地(堀止緑地・広見憩いの杜)の利用者数 (人/日)	0 (R3年度)	→	300 (R7年度)
			プロムナード周辺における催事数 (件/年)	3 (R3年度)	→	10 (R7年度)

